

議案第13号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第60号の1）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。  
（平成27年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 2 平成27年12月に支給する期末手当に関する改正後の条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の217.5」とあるのは「100分の222.5」とする。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>